

令和7年度金ケ崎町人間ドック費用助成事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、町民の健康の保持増進及び疾病の早期発見・早期治療を目的として、人間ドックを受診した者に対し、予算の範囲内で費用の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2 助成金の交付を受けることができる者は、金ケ崎町に住所を有しかつ金ケ崎町内の実施機関で受診した次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 受診日において金ケ崎町国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していること。

(2) 当該年度内に特定健康診査又は後期高齢者健康診査を受けていないこと。

(3) 国民健康保険加入者においては年度内に40歳から74歳になる者又は受診日において74歳の者であり、受診項目に以下が含まれていること。

①基本的な健診項目（全員実施）

質問項目、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲（内臓脂肪面積））、理学的所見（身体観察）、血圧測定、脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール又はNon-HDLコレステロール）、肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP））、血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c検査、やむを得ない場合には随時血糖）、尿検査（尿糖、尿蛋白）

②詳細な健診項目（一定の基準の下、医師が必要と判断した場合に選択的に実施）

心電図検査、眼底検査、貧血検査（赤血球数、ヘモグロビン値、ヘマトクリット値）、血清クレアチニン検査（eGFRによる腎機能の評価を含む。）

(助成金の額)

第3 助成金は予算の範囲内において助成するものとし、1人1回を限度に10,000円とする。

(助成の申請)

第4 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、金ケ崎町人間ドック費用助成申請・請求書(別記様式)に領収書及び人間ドック受診結果の写しを添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、令和8年3月31日(火)までに提出しなければならない。

(助成の決定)

第5 町長は、第4の申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成金支給の決定をする。

(支給方法)

第6 助成金は、支給決定後申請者の指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

(助成金の返還)

第7 町長は、申請者が虚偽その他不正行為により助成金を受けたときは、当該助成金を返還させることができる。

(台帳の作成)

第8 町長は、助成金の交付状況を明確にするため、人間ドック費用助成金交付台帳を作成し記録しておくものとする。